

武蔵野市 産前・産後支援ヘルパー事業 提供可能なサービスの範囲（具体例） 令和6年度

【申請前にお読みください】

※妊産婦・対象児が在宅している場合のサービスです。（妊婦が切迫流産で入院の場合は一部利用可能）

※母が就労している場合や、父の育児休業中、祖父母等のサポートがある場合は利用対象外です。

※出生児童の世話は多胎のみ対象です。（生後6か月以降で保護者が近くにいる場合のみ）

産前・産後支援ヘルパー事業のほかに、ファミリー・サポート・センターや個別契約、東京都のベビーシッターによる一時預かり利用支援事業などもご利用可能です。

	提供可能例	提供不可例・備考
(1)簡単な食事の支度・下準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に可能な範囲の簡単な食事作り（当日分のみ）</li> <li>・調理済み品の温め、配膳、片付け、食器洗い等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な手間をかけて作る料理、つくりおき</li> <li>・来客者の応対（茶、食事の準備）</li> </ul>
(2)衣類の洗濯 (3)居室の掃除 (4)食材又は生活必需品の買物	<p>【日常的な家事を行います】 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の衣類の洗濯・干す・たたむ・しまう</li> <li>・シーツの洗濯</li> <li>・アイロン</li> <li>・居室等、台所、トイレ、浴室、洗面所、玄関等の掃除</li> <li>・ゴミ出し</li> <li>・布団干し</li> <li>・シーツ交換</li> <li>・生活に必要な品物の購入 (徒歩圏内、ヘルパーが持ち運べる範囲の重量)</li> </ul>	<p>【日常に行わない家事・専門知識が必要なもの、危険を伴うものは対象外です】 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カーテン等の洗濯</li> <li>・大掃除にあたる清掃 (換気扇・窓拭き・カビ取り・ワックス等)</li> <li>・引っ越しの手伝い</li> <li>・部屋の模様替え（家具等の移動も含む）</li> <li>・室外(庭やベランダ)の掃除</li> <li>・自動車等の洗浄</li> <li>・ペットの世話</li> <li>・草むしり、花木の手入れ</li> </ul>
(5)もく浴の補助等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もく浴の補助（準備や湯足し、子を受け取るなど）</li> <li>・保護者が対応することが前提での見守り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパー単独でもく浴</li> <li>・つめきり</li> </ul>
(6)健診等の付添い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後、乳幼児健診・予防接種等の同行</li> <li>・母の受診等に同行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパーと子のみで通院</li> </ul>
(7)兄姉の世話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室で兄姉の世話をする</li> <li>・兄姉を公園等に連れて行き遊ぶ (外に出る場合は1名だけとし、原則未就学児に限る)</li> <li>・切迫早産、切迫流産で入院の際は、保護者が在宅であれば、兄姉の世話は可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者不在での兄姉の世話、留守番</li> </ul>
(8)兄姉の送迎	<p>【徒歩・ベビーカー・公共交通機関の利用、距離の目安は2km以内、行程は片道30分程度を想定しています】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・幼稚園への送迎（未就学児に限る）</li> <li>・一度に送迎できるのは、ヘルパー1人に児童1人まで</li> <li>・切迫早産、切迫流産入院の際は、保護者が在宅であれば兄姉の送迎は可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパーのみでの1歳未満の子の送迎</li> <li>・習い事の送迎</li> </ul>
(9)出生児童の世話	<p>【多胎児のみ対象・生後6か月以降からのサービスです】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が近くにいる場合の乳幼児の世話</li> <li>・原則ヘルパー1人に児童1人</li> <li>・授乳、食事介助（粉ミルクの調合、授乳の手伝い）</li> <li>・もく浴の補助・入浴介助（体を拭く、着替えの手伝い）</li> <li>・おむつや衣類の交換・後片付け</li> <li>・保護者同伴での散歩等の外出</li> <li>・ふたご・みつごの会の同行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパーのみでの1歳未満の子の世話</li> <li>・離乳食の調理</li> </ul>
その他支援できないことの例	<p>(ア) 病児保育 (イ) 医療行為 (ウ) 対象児童・母・同居家族が発熱等の感染性疾患の疑いがあるときの支援 (エ) 金融機関での現金の預け入れ・引き出し等</p>	